

徳島県規則第一号

徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年二月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則

徳島県技能検定実技試験手数料規則（平成十二年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）、基礎級及び単一等級の項検定職種の欄を次のように改める。

省令別表第十一の三の三に掲げる職種（省令別表第十一の三の四に掲げる職種並びに機械検査、婦人子供服製造、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図を除く。）
機械検査及び婦人子供服製造
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図

第二条の表一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）、基礎級及び単一等級の項金額の欄中「二十五歳」を「二十三歳」に改め、「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する」及び「二級又は」を削り、「九千二百円」を「九千二百円、二十三歳未満の者であつて被保険者でないもの（以下「二十三歳未満の非被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては一万三千七百円」に、「六千円」を「六千円、二十三歳未満の非被保険者が三級を受ける場合にあつては一万六千円」に、「四千三百円」を「四千三百円、二十三歳未満の非被保険者が三級を受ける場合にあつては八千八百円」に改め、同表三級（高等学校等の在校生が受ける場合に限る。）の項中「二十五歳未満の被保険者」を「二十三歳未満の者」に改め、同表の備考第二項中「二十五歳」を「二十三歳」に改め、「であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの」を削り、「者であつて、」を「者（）」に、「において当該被保険者であるもの（同日）」を「（以下「受検申請日」という。）」に改め、同備考に次の一項を加える。

3 この表中「被保険者」とは、受検申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者をいう。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）、基礎級及び単一等級の項検定職種の欄の改正規定は、公布の日から施行する。